

家畜伝染病予防法が改正されました

家畜伝染病予防法（家伝法）は、家畜伝染病（伝染病）の発生予防・まん延防止のための検査や届出、万が一病気が発生した場合の対策を定めた法律です。

平成30年9月に26年ぶりに国内発生した豚熱は、人や野生イノシシを介し広範囲に広がり、現在も終息していません。また、口蹄疫、鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱などの伝染病が近隣アジア諸国のあちこちで続々と発生しており、いつ国内に入ってきてもおかしくありません。この危機的状況を受け、令和2年7月に家伝法が改正され、伝染病の侵入・まん延防止対策が強化されました。

今回の改正のポイントは次のとおりです。

1 家畜の所有者・関係者の責務の明確化

家畜の所有者の皆さんの責務として、「伝染病の発生予防・まん延防止のための衛生管理」が明記されました。国、都道府県、市町村は伝染病を予防するための計画や対策、体制整備を行うよう定められました。

2 飼養衛生管理の強化

前述したとおり飼養衛生管理基準に関する項目が大幅に改正・強化されました。県は地域の実情に沿った指導計画を作り、家畜飼養者の皆さんと一緒に同基準の遵守を進めていきます。

3 野生動物の伝染病対策

野生動物が伝染病に感染しているかどうかの調査（浸潤状況調査）やワクチン投与などが法律に盛り込まれました。また、伝染病に感染した野生動物が発見された場合、消毒や交通制限ができるようになりました。

4 予防的殺処分の対象疾病の拡大

口蹄疫に加えASF発生時、予防的殺処分（患畜の殺処分だけで病気を抑えられない場合、やむを得ず地域限定で患畜以外の家畜を殺処分すること）ができるようになりました。これは野生動物で口蹄疫またはASFが確認された場合も同様です。

5 水際防疫の強化

家畜防疫官が空港などで外国からの入国者に持ってきてはいけない畜産物を持っていないか、質問・検査を行う権限や違反者の罰則が厳しくなりました。

6 家畜伝染病の名称変更

国際的な取決めに合わせ、実態にそぐわない病気の名称が変わりました。豚コレラが豚熱に、牛ウイルス性下痢・粘膜病が牛ウイルス性下痢に、牛白血病が牛伝染性リンパ腫となりました。

その他法改正の全文は下記農林水産省HPにてご確認ください。

https://www.maff.go.jp/i/shouan/douei/eis/ei/e_koutei/kaisei_kadenhou/kaisei2



(三松)